

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年5月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第8号

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当に係る勤務期間) 第14条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)及び第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間 (3)―(10) (略)	(勤勉手当に係る勤務期間) 第14条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第2条第1号キに掲げる職員として在職した期間  (3)―(10) (略)

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。